

公益財団法人 とかち財団

給 与 規 則

第1章	総 則	1
第2章	給 料	1～3
第3章	諸手当	3～5
第4章	その他の給与	5
第5章	雑 則	5～7
(別表)		
別表1～10	8～17

公益財団法人とかち財団 給与規則

(平成 5年 8月 9日 制 定)
(平成30年12月18日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人とかち財団（以下「財団」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第42条の規定に基づき、財団の職員給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する職員とは、就業規則第2条第1項第1号に規定する正職員をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び休職給とする。

(給与からの控除)

第4条 次に掲げるものは、給与支払いのとき控除する。

- (1) 所得税
- (2) 地方税
- (3) 各種保険料
- (4) その他職員の要請に基づき理事長が認めたもの

第2章 給料

(給 料)

第5条 職員の給料は、職務の内容、責任の軽重、その他勤務に関する条件に基づいて、別表1の給料表により理事長が決定する。

- 2 標準的な職務の内容は、別表2の等級別基準職務表に定めるところによる。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の給料は、別表1の職務の級及び号俸のうち別表3に示すとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、官公庁、民間企業等に勤務して退職した者を採用する場合、その者の級及び号俸は、別表4に定める経験年数調整をもって在職する職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

(正規転換職員の給料)

第7条 就業規則第9条に定める、正職員へ転換された職員（以下「正規転換職員」という。）の給料は、別表4に定める経験年数調整をもって在職する職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

- 2 前項により定められた給料により算出される給与の年額（以下、「転換後給与額」という。）が、正職員へ転換される日に属する年度の契約職員給与として積算した年額（以下、「転換前給与額」という。）を下回る場合は、転換後給与額が転換前給与額を上回るまでの間、転換前給与額を保障する。

(昇格)

第8条 理事長は、財団職員評価育成規程に基づく人事評価（以下「人事評価」という。）が複数年でS以上であり、職員が上位の職務の級に必要な資質等を有していると判断する場合には、その職員を昇格させることができる。

2 理事長は、財団を運営する上で必要であり、かつ、職員が上位の職務の級に必要な資質等を有していると判断する場合には、前項の規定にかかわらず、その職員を昇格させることができる。

3 昇格した職員のその昇格後の給料の号俸は、昇格前に受けていた給料月額と同じ額の号俸又は上位の額の号俸とする。ただし、理事長は他の職員との均衡上必要と認めるときは、調整を行うことができる。

(降格)

第9条 理事長は、複数年の人事評価がB以下であり、職員が現行職務の級の資質等を満たしていない又は財団業務の遂行に支障をきたすと判断する場合には、職員の職務の級を給料表の下位の級に降格させることができる。

2 降格した職員のその降格後の給料の号俸は、降格の際受けていた給料月額と同じ額の号俸、又は直近下位の号俸とする。ただし、理事長は他の職員との均衡上必要と認めるときは、調整を行うことができる。

(昇給)

第10条 昇給日は、毎年4月1日とする。

2 理事長は、前年度の人事評価に基づき、「S+」は6号俸、「S」は5号俸、「A」は4号俸、「B」は3号俸、及び「C」は2号俸を昇給させることができる。

3 理事長は、複数年の人事評価がA以上であり、他の職員との均衡上必要と認めるときは、前項の昇給に加え、昇給号俸を調整することができる。

4 理事長は、職員が現に受けている給料の号俸を受けるに至ったときから最短昇給期間を経過するまでの間において、次の各号に掲げる一に該当する場合は、昇給期間を延伸することができる

(1) 就業規則に定める休日、週休日等の代休日、年次有給休暇、病気休暇及びその休職、特別休暇及び就業禁止、「公益財団法人とかち財団 育児・介護休業等に関する規則」に定める休業及び休暇以外の理由によって、勤務日の5分の1以上に相当する日数を勤務しなかった場合

(2) 停職、減給又は戒告処分を受けた場合

(3) 昇給させることが適当でないと判断される場合

5 満55歳に達した職員の昇給は、理事長が特に必要と認めた場合を除き停止する。

(給料の支給)

第11条 給料の支給日は、毎月21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は、土曜日にあたる場合は、順次繰り上げる。）とし、その月の初日から末日までの給料額を通貨で支給する。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料支給の始期及び終期)

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日数を差引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(在職中死亡した職員に対する給料支給特例)

第13条 職員が在職中に死亡したときは、当月分を加えて給料4ヶ月分を遺族に支給する。

ただし、就業規則第54条の規定による停職中の者は、この限りでない。

- 2 前項の遺族のないときは、祭祀を行う者に対し、同項に定める額の2分の1に相当する額を支給する。

(勤務を欠いたときの給料)

- 第14条 職員が勤務しないときは、有給休暇を取得した場合、就業規則第29条に定める休日、または同規則第32条の定めにより指定された週休日等の代休日を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額して給料を支給する。

(勤務1時間当りの給与額)

- 第15条 勤務1時間あたりの給与額は、給料月額及び寒冷地手当の月額の合計に12を乗じた額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じた時間数から、就業規則第29条に定める休日に勤務時間として割り振られた時間を控除して得た時間を基準として、1年間の勤務時間数として第3項に定めるもので除した額とする。
- 2 前項の場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 第1項に係る1年間の勤務時間数は、1,891時間とする。

第3章 諸手当

(扶養手当)

- 第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけている者をいう。

- (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 前項の主としてその職員の扶養をうけている者とは、次の各号に掲げるいずれにも該当する者をいう。

- (1) その者につき他から扶養手当に相当する給与の支給がなされていない者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円未満の者

- 4 扶養手当は、月額で別表5のとおりとする。ただし、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同表の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同表の規定による額に加算した額とする。

- 5 次の各号に掲げる一に該当する場合においては、その職員は直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- (1) 新たに職員となった者に、扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (3) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（第16条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (5) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第2号に該当する場合を除く。）

- 6 扶養手当の支給は、前項第1号の場合で、採用の日から15日以内に届出がなされた場合は採用の日から、15日を経過した後に届出がなされた場合及び前項第2号、第4号及び第5号の場合にあっては、届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合

はその月)から支給を開始し、職員が死亡以外の理由によって退職した場合は、退職の日、死亡による退職の場合及び前項第3号の場合は、その事実の発生した日の属する月(その日が月の初日である場合にはその前月)をもって終わる。

- 7 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給をうけたときは、その全額を返還させ、なお爾後の手当はこれを支給しないことがある。
- 8 扶養手当の支給については、給料支給の例による。

(住居手当)

第17条 職員に住居手当として、別表6の額を支給する。

- 2 住居手当は、給料支給のとき支給する。

(通勤手当)

第18条 片道2キロメートル(徒歩による最短距離)以上の通勤のため、交通機関又は交通用具を利用している職員には、別表7のとおり通勤手当を支給する。

- 2 新たに採用された職員又は通勤手当の支給をうけていない職員が、前項に該当するとき又は該当するに至ったとき、若しくは通勤手当の支給をうけている職員に、その額を変更する事由が生じたとき及び前項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を理事長に届出なければならない。

- 3 通勤手当の支給の始期及び終期は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 新たに採用された職員においては、採用された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- (2) 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- (3) 通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

- (4) 通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

- 4 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不正にこの手当を受給した場合には、その額を返還させ、なお爾後の手当を支給しないことがある。

- 5 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由で月の全日数を出勤しない場合は、その月の通勤手当を支給しない。

- 6 通勤手当は、給料支給のとき支給する。

(寒冷地手当)

第19条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下本条において「基準日」という。)

に在職する職員に対し、基準日における別表8に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表のとおり、11月から翌年3月までの5ヶ月間、毎月の給料日に寒冷地手当を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第20条 6月1日及び12月1日(以下、本条において、これらの日を「基準日」という。)

に、在職する職員に6月15日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその前日。)に期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当の額は、前年度の人事評価に基づく別表9に定める額に、その者の在職期間及び勤務期間の区分に応じて、別表10の支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 正規転換職員の期末手当及び勤勉手当の額は、その者が基準日において6箇月の在職期間

及び勤務期間があるとみなし、前項の規定を適用した額とする。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第21条 職員が正規の勤務時間を超えて又は休日に勤務を命ぜられた場合は、その超えて勤務した又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間あたりの給与額に別表11の率を乗じた金額を、時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。ただし、次条に定める管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 時間外勤務手当又は休日勤務手当は、次の給与期間の給料支給のとき支給する。

(管理職手当)

第22条 管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が指定する者については、その特殊性に基づき、その者の受ける給料の100分の20を超えない範囲において、管理職手当を支給する。

2 管理職手当は月額とし、管理職手当を支給する職員及び管理職手当の額は、理事長が定める。

3 前項各号の規定により計算して得た額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り上げるものとする。

4 2以上の職を兼務する場合又は他の職の事務取扱を行う場合は、本務の職に対してのみ支給する。

5 管理職手当を受けるべき者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の管理職手当を支給しない。

6 管理職手当は給料支給のとき支給する。

第4章 その他の給与

(休職者の給料)

第23条 職員が就業規則第11条の定めにより休職を命じられた場合、その休職期間における給料は、以下のとおり支給する。

(1) 就業規則第11条第2項第1号の期間については、その職員が受ける給料の100分の80を支給する。ただし、休職を命じた理由が業務上の傷病による場合は、その職員が受ける給料の100分の100以内を支給することができる。

(2) 就業規則第11条第2項第2号の期間については、その職員が受ける給料の100分の60以内を支給することができる。

(3) 就業規則第11条第2項第3号の期間については、以下のとおり支給する。ただし、理事長が特に必要と認める職員には、1年6月を超える期間について100分の70とすることができる。

①休職期間が1年に達するまでの期間 100分の80

②休職期間が1年を超える場合、その期間 100分の50

③休職期間が2年を超える場合、その期間 100分の30

第5章 雑則

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、平成5年8月9日から施行する。

- 附則（平成5年12月17日一部改正）
この規則は、平成5年12月17日から施行する。
- 附則（平成6年2月28日一部改正）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 附則（平成6年12月16日一部改正）
この規則は、平成6年12月16日から施行する。
- 附則（平成7年12月19日一部改正）
この規則は、平成7年12月19日から施行する。
- 附則（平成8年12月18日一部改正）
この規則は、平成8年12月18日から施行する。
- 附則（平成9年9月12日一部改正）
この規則は、平成9年9月12日から施行する。
- 附則（平成9年13月14日一部改正）
この規則は、平成9年13月14日から施行する。
- 附則（平成10年1月6日一部改正）
この規則は、平成10年1月6日から施行する。
- 附則（平成10年12月24日一部改正）
この規則は、平成10年12月24日から施行する。
- 附則（平成11年8月1日一部改正）
この規則は、平成11年8月1日から施行する。
- 附則（平成12年4月1日一部改正）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則（平成15年1月1日一部改正）
この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 附則（平成15年12月1日一部改正）
この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 附則（平成17年4月1日一部改正）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則（平成20年4月1日一部改正）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則（平成21年4月1日一部改正）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則（平成22年12月1日一部改正）
この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附則（平成23年12月1日一部改正）

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附則（平成25年4月1日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年12月25日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月25日一部改正）

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

ただし、改正後の給与規則は平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月25日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月16日一部改正）

この規則は、平成28年12月16日から施行する。

ただし、別表1の給料表は平成28年4月1日から、別表8の勤勉手当は平成28年12月1日から適用する。

附則（平成29年3月31日一部改正）

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

附則（平成30年3月8日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行し、別表1（第5条関係）の給料表は平成29年4月1日から、第10条第1項の規定は平成31年4月1日から、第20条第2項及び別表9の規定は以下のとおり適用する

別表9（2）勤勉手当

- ①平成29年度支給分 平成29年12月1日から平成30年3月31日まで適用する。
- ②平成30年度支給分 施行日から平成31年3月31日まで適用する。
- ③平成31年度支給分 平成31年4月1日から適用する。

附則（平成30年12月18日一部改正）

この規則は、平成30年12月18日から施行する。

ただし、別表1（第5条関係）の給料表は平成30年4月1日から、第20条第2項及び別表9の規定は以下のとおり適用する

別表9（1）期末手当

- ①平成30年度支給分 平成30年12月1日から平成31年3月31日まで適用する。
- ②平成31年度支給分 平成31年4月1日から適用する。

別表9（2）勤勉手当

- ①平成30年度支給分 平成30年12月1日から平成31年3月31日まで適用する。
- ②平成31年度支給分 平成31年4月1日から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)	月額 (円)
1	134,200	170,100	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
2	135,200	172,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
3	136,200	175,400	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
4	137,200	178,000	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5	138,000	180,700	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6	139,000	182,400	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7	140,000	184,000	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8	141,100	185,700	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	141,900	187,200	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10	142,900	188,900	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	143,900	190,700	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	144,000	192,400	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	144,100	194,000	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	145,200	195,800	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	146,400	197,600	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	147,500	199,400	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	148,600	200,900	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	149,700	202,700	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	150,800	204,500	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	151,900	206,300	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	153,000	207,900	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	154,400	209,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	155,700	211,500	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	157,000	213,300	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	158,300	214,700	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	159,800	216,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	161,300	218,200	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	162,900	220,000	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	164,200	221,700	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	165,700	223,400	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	167,200	225,000	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	168,700	226,600	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	170,100	228,000	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	172,800	229,700	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	175,400	231,300	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700

36	178,000	232,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	180,700	234,000	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	182,400	235,500	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	184,000	236,900	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	185,700	238,200	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	187,200	239,500	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	188,900	240,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	190,700	241,700	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	192,400	242,900	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	194,000	244,200	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	195,400	245,300	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,900
47	196,900	246,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,200
48	198,400	247,800	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,500
49	199,700	248,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	469,800
50	201,000	250,100	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,100
51	202,200	251,500	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,400
52	203,500	252,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	470,700
53	204,800	254,300	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,000
54	206,100	255,700	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	471,300
55	207,400	257,100	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	471,600
56	208,700	258,400	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	471,900
57	209,800	259,600	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	472,200
58	211,100	260,900	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	212,400	262,300	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	213,700	263,600	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	214,800	264,700	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	215,900	265,800	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200	
63	216,900	267,100	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500	
64	218,000	268,400	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	
65	219,100	269,400	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	
66	220,100	270,500	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400	
67	221,000	271,800	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700	
68	222,000	273,100	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000	
69	222,400	274,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300	
70	223,300	275,000	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600	
71	224,100	275,900	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900	
72	224,900	277,000	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200	
73	225,600	278,100	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500	
74	226,600	279,100	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	227,400	280,000	334,600	372,800	388,200	407,800		

76	228,300	281,000	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	229,000	281,500	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	229,800	282,400	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	230,700	283,100	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	231,700	284,000	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	232,400	285,000	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	233,100	285,800	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	233,700	286,600	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	234,500	287,400	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	235,300	288,200	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	236,000	288,700	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	236,700	289,100	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	237,300	289,600	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	238,000	289,800	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	238,800	290,100	341,100	379,900	392,300			
91	239,600	290,300	341,600	380,300	392,600			
92	240,300	290,700	342,000	380,700	392,800			
93	240,800	290,900	342,200	381,000	393,000			
94	241,500	291,100	342,600	381,500	393,300			
95	242,200	291,500	343,100	381,900	393,600			
96	242,900	291,800	343,500	382,300	393,800			
97	243,500	292,100	343,700	382,600	394,000			
98	244,200	292,400	344,100	383,100	394,300			
99	244,900	292,700	344,500	383,500	394,600			
100	245,600	293,100	344,800	383,900	394,800			
101	246,100	293,400	345,100	384,200	395,000			
102	246,600	293,800	345,500	384,700				
103	246,900	294,100	345,900	385,100				
104	247,300	294,500	346,300	385,500				
105	247,600	294,700	346,800	385,800				
106		294,900	347,200					
107		295,200	347,600					
108		295,600	348,000					
109		295,800	348,500					
110		296,100	348,900					
111		296,500	349,200					
112		296,900	349,500					
113		297,100	350,000					
114		297,400	350,300					
115		297,800	350,600					

116		298,100	350,900					
117		298,300	351,200					
118		298,600	351,500					
119		299,000	351,800					
120		299,300	352,100					
121		299,500	352,400					
122		299,900						
123		300,300						
124		300,600						
125		300,800						
126		301,000						
127		301,300						
128		301,700						
129		301,900						
130		302,100						
131		302,400						
132		302,700						
133		303,100						
134		303,300						
135		303,600						
136		303,900						
137		304,200						

別表2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	係、研究員
2級	係、研究員
3級	主査、研究主査
4級	主査、研究主査
5級	課長、主幹
6級	部長、参事

別表3（第6条関係）

初任給

区分	級・号俸
大卒	1級 37号俸
短大卒	1級 27号俸
高卒	1級 17号俸
中卒	1級 1号俸

別表4（第6条関係）

経験年数調整

経歴の種類	職員の職務との関係	換算割合
国家公務員、地方公務員、公共企業体職員、政府関係機関職員及び外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下 (在学期間は正規の修学年数の範囲内)
その他の期間	技能労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下
	その他のもの	3割以下

別表5（第16条関係）

扶養手当

区 分	支 給 額
配偶者（第2項第1号に掲げる者）	6,500円
配偶者以外の被扶養者（第2項第2号に掲げる者）	10,000円
配偶者以外の被扶養者（第2項第3号から同項第5号に掲げる者）	6,500円

別表6（第17条関係）

住居手当

区 分	支 給 対 象 要 件	家賃	支 給 額
借家・借間	自ら居住するため住宅（貸家を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員	23,000円以下	家賃-12,000円
		23,000円超 55,000円未満	$(\text{家賃}-23,000\text{円}) \times 0.5 + 11,000\text{円}$
		55,000円以上	27,000円
そ の 他	前記に定める職員以外の職員 で理事長が別に定める職員	前記に定める支給額の半額	

別表 7 (第 18 条関係)

通 勤 手 当

区 分	使 用 距 離 等	支 給 額	限 度 額
交通機関 利用者	交通機関が定期券を発行している場合	1月の定期券の額	55,000円
	交通機関が定期券を発行していない場合	通勤21回分運賃	
その他 自家用車等 利用者	使用距離が片道2 km以上 5 km未満	5,400円	
	使用距離が片道5 km以上 10 km未満	7,600円	
	使用距離が片道10 km以上15 km未満	10,200円	
	使用距離が片道15 km以上20 km未満	12,800円	
	使用距離が片道20 km以上25 km未満	15,500円	
	使用距離が片道25 km以上30 km未満	18,100円	
	使用距離が片道30 km以上	20,900円	
併用者	その他の者	合 算 額	55,000円
備 考			

別表 8 (第 19 条関係)

寒 冷 地 手 当

支給日	世帯区分	支給額
11月から翌年3月まで毎月 の給料日(5ヶ月間)	扶養親族のある世帯主である職員	26,380円
	その他の世帯主である職員	14,580円
	その他の職員	10,340円

別表9（第20条関係）

期末手当及び勤勉手当

(1) 期末手当

支給日	支給率	
	①平成30年度 支給分	②平成31年度 支給分以降
6月15日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{扶養手当月額} + \text{役職加算}) \times 122.5 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{扶養手当月額} + \text{役職加算}) \times 130.0 / 100$
12月10日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{扶養手当月額} + \text{役職加算}) \times 137.5 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{扶養手当月額} + \text{役職加算}) \times 130.0 / 100$

(2) 勤勉手当

支給日	支給率	
	①平成30年度 支給分	②平成31年度 支給分以降
6月15日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times 90.0 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times \text{人事評価に基づく成績率}$
12月10日	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times 95.0 / 100$	$(\text{基準日における給料月額} + \text{役職加算}) \times \text{人事評価に基づく成績率}$

人事評価に基づく成績率は、以下のとおりとする

S+ : 1.025、S : 0.975、A : 0.925、B : 0.875、C : 0.825

(3) 役職加算：給料月額に次の支給割合を乗じた額

職務の級に属する職員	割合
8級に属する職員	100分の20
7級に属する職員	100分の15
5級及び6級に属する職員	100分の10
3級及び4級に属する職員	100分の5

別表 10 (第 20 条関係)

期末手当及び勤勉手当の在職期間の支給割合

期末手当

基準日以前 6 箇月以内の在職期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

勤勉手当

基準日以前 6 箇月以内の勤務期間	割合	基準日以前 6 箇月以内の勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100	2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	40 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	95 分の 100	2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	30 分の 100
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	90 分の 100	1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	20 分の 100
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	80 分の 100	1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	15 分の 100
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	70 分の 100	15 日以上 1 箇月未満	10 分の 100
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	60 分の 100	15 日未満	5 分の 100
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	50 分の 100	零	零

別表 1 1 (第 2 1 条関係)

時間外勤務手当及び休日勤務手当

区 分		割 合		
		1ヶ月に正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、60時間を超えない時間	1ヶ月に正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、60時間を超えた時間	
時 間 外 勤 務 手 当	平日の深夜以外	100分の125	100分の150	
	平日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の150	100分の175	
	週 休 日	土曜日の深夜以外	100分の135	100分の150
		土曜日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の160	100分の175
		日曜日の深夜以外	100分の135	
		日曜日の深夜 (午後10時から午前5時まで)	100分の160	
	週休日勤務の振替	100分の 25	100分の 50	
休日勤務手当		100分の135		